

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（大型実証 非ASEAN加盟国）における圧縮記帳等の考え方について

令和7年7月29日

経済産業省通商政策局貿易振興課

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（大型実証 非ASEAN加盟国）は、TOPPAN株式会社（令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（大型実証 非ASEAN加盟国）事務局）から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。